

## 池田二丁目環境保護地区の解除について

### (1)これまでの経緯

- 令和3年第4回、第5回環境審議会において、池田二丁目環境保護地区の解除について諮問し意見を聴取したが、解除は認められない(保留)との結論になっていた。
- 令和4年第1回環境審議会において条例等の改正案を示し、議決後に改めて書面開催で最終決定することとなった。

年月日		名称	概要
2021年	11月1日	指定解除の申出	土地所有者から指定解除の申出あり
	12月22日	令和3年第4回環境審議会	保護地区解除の意見聴取 →自然環境部会に付議
2022年	1月13日	令和3年第1回自然環境部会	現地調査と審議 → <u>解除して差し支えない</u>
	2月15日	令和3年第5回環境審議会	保護地区解除の審議 → <u>差し戻し(保留)</u> 理由: <u>解除要件が条例条文にな</u> <u>い</u>
	8月5日	令和4年第1回環境審議会	保護地区解除の審議 →条例改正及び、要綱が制定された場合は <u>解除できる</u> (後日、書面開催により決定)

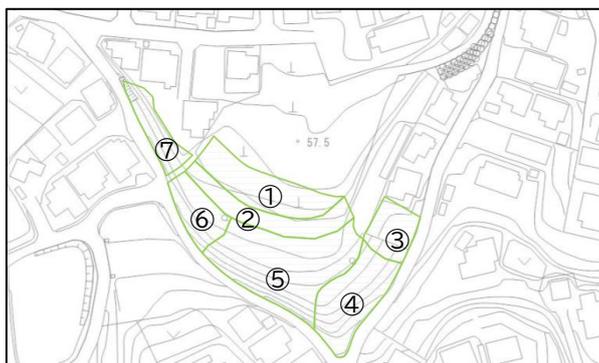
### (2)条例・規則改正及び要綱制定の報告

前回、環境審議会で提示した(案)のとおり、条例及び規則を改正し、要綱を制定した。  
(令和4年第3回定例会に議案提出。令和4年9月30日に議決され、同日施行)

- 条例(別添1参照)
- 規則(別添2参照)
- 要綱 指定解除等の審査基準(別添3参照)

### (3)指定解除の適用条項

条例改正を受け、改めて適用条項を次のとおり整理する。



土地	所有者	適用条項	備考
①	A	条例第6条第1項第4号	保護協定締結後17年経過
②		(保護協定締結後10年以上経過)	
③	B	条例第6条第1項第4号	保護協定締結後17年経過
④		(保護協定締結後10年以上経過)	
⑤	B (相続)	・条例第6条第1項第5号 (市長が特に必要と認める場合)	環境保護地区の一部の土地の指定が解除されることが見込まれ、当該環境保護地区の残余の土地の面積が1,023m <sup>2</sup>
⑥		・要綱第2条第1項 (2,000m <sup>2</sup> を下回ることが見込まれる時)	
⑦	D	条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上経過)	保護協定締結後17年経過

#### (4)自然環境部会での審議結果

自然環境部会での審議結果は次のとおり。 ※別添4報告書を参照

- 池田二丁目環境保護地区については、土地所有者の指定解除したいという意向を第一に尊重すべきであり、指定解除という結論に至った。
- ただし、今回と同様に土地所有者からの申出により、今後、環境保護地区が指定解除され、減少することが懸念されるため、熊本市における環境保護地区のあり方や制度について見直しを検討されたい。

#### (5)指定解除の意見及び会長による答申一任 ※別紙回答書を提出

令和4年第1回環境審議会において、指定解除について次のとおりとなった。

- 条例の改正及び、要綱の制定がされた場合は指定解除する。
- 『池田2丁目環境保護地区の解除』について改めて文書により委員へ提示し、最終的な意見を得る。
- 答申後に解除手続き(市長決裁)を行う。
- 会長と事務局でやり取りし、最終的に決定する。